

「指定計画相談支援及び指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 職員の職務内容	3
7. 主たる対象者	3
8. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3~5
9. サービスの利用に関する留意事項	5
10. 事故発生時の対応方法について	5
11. 虐待防止について	6
12. 利用者の記録や情報の管理、開示について	6
13. その他運営に関する留意事項	6
14. 苦情等の受付について	7

一般社団法人 愛キッズ

(計画相談支援事業所愛キッズ)

当事業所は東温市の指定を受けています。

事業所番号 第3831500453号(指定特定)

第3871500108号(指定障害児)

1. 事業者

名称	一般社団法人 愛キッズ
所在地	愛媛県松山市小坂4丁目3番地20号
電話番号	089-961-4303
代表者氏名	代表理事 渡部 史紀
設立年月	平成27年 5月12日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 ・平成28年4月1日指定 第3831500108号 指定障害児相談支援事業所 ・平成28年4月1日指定 第3871500108号
事業の目的	利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定相談支援サービスを適切に提供することを目的とします。
事業所の名称	計画相談支援事業所 愛キッズ
事業所の所在地	愛媛県東温市見奈良 1429-20
電話番号	089-961-4303
FAX 番号	089-961-4313
管理者氏名	久保 千尋
事業所の運営方針について	利用者及び利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行います。また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して支援を行います。
開設年月	平成28年4月1日
事業所が行なっている他の業務	・指定一般相談支援事業 平成25年4月1日指定 3830600023号

3. 事業実施地域

東温市全域・松山市・砥部町

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日まで、事業所が定めた休日を除く。
営業時間	月～金 午前9時00分～午後5時00分
サービス提供時間帯	月～金 午前9時00分～午後5時00分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
管理者	1名	名	1名	管理監督業務
相談支援専門員	1名	1名	1名	相談支援業務

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援及び障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員及び業務等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントの実施・サービス等利用計画書、障害児支援利用計画書の作成及び利用者への交付・モニタリングの実施・その他必要な相談及び援助

7. 主たる対象者

障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

精神障害者（18歳未満の者を含む）

難病等患者

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容

①サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成

- ・相談支援専門員は利用者等の来所や利用者の居宅等を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成します。

<サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の流れ>

① 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

② サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④ 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第5条第二十二項及び児童福祉法第6条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成します。

⑤ ④で作成したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費及び障害児通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥ 支給決定及び給付決定又は地域相談支援給付費が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者及び指定発達支援事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定及び給付決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更

- ・利用者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

- ・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設及び障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設及び障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

サービス利用料金

- ・指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額及び障害児相談支援給付額を受領する（法定代理受領）ため、利用者の自己負担はありません。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

10. 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】 今井 美奈
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

1 2. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行うもの等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案
- (3) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画
- (4) アセスメントの記録
- (5) サービス担当者会議等の記録
- (6) モニタリング結果の記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者に関する市町村への通知に係わる記録
- (10) 利用者からの苦情内容等の記録
- (11) 事故の状況及び事故に際して施した処置についての記録

1 3. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (5) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

14. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係〈苦情受付窓口（担当者）〉 今井 美奈

○電話番号 089-961-4303

○受付時間 月曜日～金曜日 午前10時00分～午後4時00分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東温市社会福祉課	所在地 愛媛県東温市見奈良530-1 電話番号 089-964-4406 受付日・時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分
愛媛県運営適正化委員会	所在地 愛媛県松山市持田町三丁目8-15 (愛媛県社会福祉協議会 内) 電話番号 089-998-3477 受付日・時間 月～金 午前9時～午後4時30分
松山市保健福祉部 障がい福祉課	所在地 愛媛県松山市2番町4-7-2 電話番号 089-948-6936 受付日・時間 月～金 午前8時30分～午後5時00分
砥部町介護福祉課	所在地 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地 電話番号 089-962-7255 受付日・時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分

(3) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

〈第三者委員〉

名 前	連絡先
田中 康雄	089-964-6094

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービス（指定障害児相談支援サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 相談支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<児童氏名> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____

附則 この重要事項説明書は、令和元年12月1日から施行する。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

計画相談支援事業所愛キッズ 管理者 あて

利用者（又は保護者）

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<児童氏名> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____